

生活必需品の支給

り災証明書の住家の損壊の程度が「全壊」又は「大規模半壊」で、日常生活を営むことが困難な人を対象に、生活必需品を支給します。詳細は左記にお問い合わせください。

- 支給用品
 - ①被服、寝具
 - ②衛生用品、炊事用具及び食器
 - ③掃除・洗濯用品 等
- ☎ ② 8239 (市役所3階)

災害ごみの処理

豪雨によって被災し、壊れたり使用できなくなったたりした物品等は、災害廃棄物として9月29日(金)まで清掃センターで無料受け入れを行います。り災証明書又は被災証明書を所持の上、分別して清掃センターに持ち込んでください。なお、各証明書の発行前にお問い合わせをいただいた場合は、清掃センターにお問い合わせください。

- また、運搬手段がない人は、環境課生活環境係にお問い合わせください。
- ※災害廃棄物として処理できるものは、豪雨が原因で壊れたり、使用不能となった物品等です。それ以外は災害廃棄物にならない場合があります。
- ※9月29日(金)までに清掃センターに持ち込まない場合は、清掃センターにご連絡ください。
- ※詳細は左記にお問い合わせください。
- ☎ 清掃センター ☎ 23011
- ☎ 環境課生活環境係 ☎ 2208 (市役所2階)

住宅等の建替え・修繕に

住宅等の建替え・修繕に「日田材」又は「家具ポイント」を支給します。

- 支給対象・条件
 - ・7月の大雨によって被災した住宅の建替え・修繕又は店舗等の修繕
 - ・年度内に完成(建替えについては上棟等)の確認ができること
 - ・市内の業者が施工すること
 - ・り災証明書を提出すること
 - ※その他、条件があります。詳細は、顔の見える日田材の家づくり等推進協議会にお問い合わせください。
- 支給内容
 - ・日田材又は家具ポイント
 - ・建替え：最大45万円分
 - ・修繕：最大20万円分
- 申込・問合せ
 - 顔の見える日田材の家づくり等推進協議会
 - 日田市大字東有田2776番地6 (ウッドコンビナート内)
- ☎ ② 2167 (日田木材協同組合内)
- ☎ ② 8362 (市役所3階)

浄化槽等の被害

自宅の浄化槽又は汲み取り便槽に土砂等が流入した場合は、引き抜き処理に対する助成を受けられます。浄化槽管理者にお問い合わせください。

- ☎ ② 8357 (市役所2階)

被災証明書の申請手続

被災証明書とは、自然災害による被害の事実を証明するものです(被災の程度を証明するものではありません)。証明書

医療機関の受診について

災害によって保険証を紛失しても病院を受診できますので、医療機関等の窓口で次のことを申し出てください。

- 【国民健康保険(組合)・後期高齢者医療の人】
 - ・住所、氏名、連絡先、生年月日
 - ※国保組合の人は組合名。
- 【被用者保険(社会保険等)の人】
 - ・氏名、連絡先、生年月日、事業所名
- 【保険証の再発行 (国民健康保険・後期高齢者医療)】
 - 申請に必要なもの
 - ・印鑑、運転免許証等顔写真付き本人確認書類、マイナンバーが分かるもの
 - ※被災状況等によって、医療機関の窓口での支払いが不要になる場合があります。
- ☎ ② 8271 (市役所1階)

日田市災害被災者住宅再建支援金

次のような被害に遭われた建物にお住まいの人は、日田市災害被災者住宅再建支援金が受けられます。

- ①全壊 ②大規模半壊 ③中規模半壊
- ④半壊 ⑤準半壊(床上浸水)
- ⑥準半壊に至らない一部損壊(床上浸水)
- 申請に必要なもの
 - ・住民票、り災証明書、通帳の写し等
- ☎ ② 8203 (市役所1階)

災害援護資金の貸付

住居や家財に損害がある場合は、災害援護資金の貸付を受けることができます。なお、所得の状況によって貸付を受ける

- の発行は、原則として、被害を受けた事実に対して、立証、確認できるものについてのみです。
- ※事前に保険会社等へ被災証明書が必要か確認した上で申請をお願いします。
- 証明事項
 - 被災の事実
- 対象
 - 動産(家財・車など)、被害程度の判定を必要としない住家・非住家
- 受付場所
 - 市民課窓口サービス係(市役所1階)、各振興局・振興センター
- 申請に必要なもの
 - 被災証明願、被災状況が確認できる写真、本人確認書類(運転免許証など)
 - ※証明願には、被災場所の自治会長からの記入と押印が必要です。
 - ※本人又は同一世帯員以外が申請する場合は、委任状が必要です。
- ☎ ② 8204 (市役所1階)

奨学金緊急採用及び返還猶予受付のお知らせ

災害や失業等によって家計が急変した人を対象に、奨学金の貸与及び返還猶予の申込みを随時受け付けています。返還猶予の申込み等、詳細は下記にお問い合わせください。

- 緊急採用の申込資格
 - 次の①～⑤の要件を全て満たす24歳以下の人
 - ①令和5年度に高校、高専、専修学校高等課程及び専門課程に限る)、短大、大学(大学院を除く)に在学中の人
 - ②学業その他の優れた資質を有すると認められる人
 - ③保護者が引き続き2年以上市内に住所を有している人
 - ④保護者が市税を完納している人
 - ⑤経済的理由によって学資の資金調達が困難な人

ことができな場合もありますので、詳細は左記にお問い合わせください。

- 申請に必要なもの
 - ・所得証明書(最新年度分)、り災証明書
 - ・滞納のない証明書、住民票の謄本及び印鑑証明書
- ※日田市住宅再建支援金、災害援護資金で必要な住民票等は無料で交付します。
- ☎ ② 8203 (市役所1階)

住宅等にかかる土砂撤去

家屋などに入り込んだ土砂や倒木の撤去を行います。対象となる施設は住居、公民館、集会所、里道、水路などです。

- ☎ ② 8363 (市役所4階)

使用済みの土のうについて

大原土のう置き場から持ち出し、災害時に使用した土のうについては、各自で次の対応をお願いします。

- ・地域で再利用のために保管
- ・袋から土を取り出し、地域等の敷地内で処分(袋は燃えるごみで処分)
- ※土が入ったままの状態でごみとして出されても、回収は行いません。
- ☎ ② 8363 (市役所4階)

被災住宅の応急修理

住宅が準半壊・半壊・中規模半壊・大規模半壊の被害を受け、住宅の居室・台所・トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する必要がある人は、修理費用の一部を負担する制度があります

- ※貸与を受ける際は、連帯保証人(2人)の選任が必要です。
- 貸与限度額(月額)
 - 自宅 自宅…8千円
 - 高校 自宅…1万5千円
 - 自宅外…1万5千円
- ※鉄道又はバスで通学を行う場合は、右記の月額に4千円を上限に加算できます。
- ・高専 1万7千円
- ・専修学校・短大・大学 3万円
- 利子
 - 無利子
- 返済方法
 - 卒業の日(進学の場合は進学した学校を卒業した日)から1年間据え置き、以降15年以内に月賦・半年賦・年賦・一括のいずれかで返済。また、全部又は一部を繰り上げて返済することもできます。
- ☎ ② 8234 (市役所別館3階)

日本学生支援機構による被災した学生への支援策

(独)日本学生支援機構が給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用等の申請を受け付けます。

- 支援策・対象
 - ①給付・貸与奨学金
 - 災害によって家計が急変し、奨学金の給付又は貸与を希望する高等専門学校・専修学校・短期大学・大学に在学中の学生
 - ②減額返還・返還期限猶予
 - 災害等によって奨学金の返還が困難となった人
 - ③災害支援金
 - 災害によって学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊以上や床上浸水等の被害を受けた人
- 申込方法
 - ①③…在学の学校を通じて申込み

ので、修理に着手する前にご相談ください。

- ☎ ② 8312 (市役所5階)

貸貸型応急住宅の提供

住宅が全壊、半壊又は床上浸水などで住まいに困りの人を対象に、貸貸型応急住宅を提供します(被害状況によって期間は変わります)。

- ☎ ② 8218 (市役所5階)

農地・林地及び関連施設の災害復旧事業

豪雨によって被災した箇所について、国の復旧対象とならない小規模な災害復旧に対し、補助を行っています。補助を希望する人は事前にお問い合わせください。

- 農地及び農業用施設市単小災害復旧事業
 - 補助率
 - ・農地(田・畑)70%(通常50%)
 - ・農業施設(ため池・頭首工・農業用水路・農道・橋梁)85%(通常65%)
 - 対象事業費
 - 10万円以上200万円未満(通常40万円未満)
- ☎ ② 8202 (市役所3階)
- 林地及び林業用施設市単小災害復旧事業
 - 補助率
 - ・林地(人家裏災害)70%(通常50%)
 - ・施設(林業作業道等)85%(通常65%)
 - 対象事業費
 - 10万円以上200万円以下
 - ※業者等に依頼し施工する工事に対し、補助金を交付するものです。
- ☎ ② 8362 (市役所3階)

就学援助制度の申請

豪雨災害による影響、離職、世帯構成の変化などによって家計が急変した人で、小・中学校の費用に困りの人を対象に、学用品費などの費用の一部を援助しています。申請は随時受け付けています。※現在の収入が証明できる書類等の提出が必要な場合があります。

- ☎ ② 8221 (市役所別館2階)
- ☎ ② 9393 (市役所6階)

災害に便乗した悪質商法に注意

大雨などの自然災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。被災地域だけでなく、それ以外の場所でも悪質商法には十分注意してください。特に最近では「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使えらる」と勧誘する手口のほか、「保険金が欺の相談も全国の消費生活センター等に寄せられています。義援金は、確かな団体を通して送るようにしてください。困った際はその場で決めず、ご相談ください。